

徳島市農業委員会農地部会会議録

徳島市農業委員会農地部会の開催については、次のとおりである。

1 日 時 平成28年10月31日（月） 15時15分から

2 場 所 徳島市本庁舎13F 大会議室

3 議事内容

付議案件

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の審議について |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の審議について |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請の審議について |
| 第4号議案 | 非農地通知の審議について |
| 第5号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について |
| 第6号議案 | 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について |
| 第7号議案 | 農用地利用集積計画の承認について |

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
4. 農地法第18条第6項の処理について
5. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
6. 農地改良届について
7. 転用制限の例外（農地法第4条）による届出について
8. 滞納処分による公売に係る照会に対する回答について（徳島税務署）
9. 転用届出の取消について（農地法第4条）

4 出席委員

| | | |
|-----|-----|-----|
| 1番 | 岸本 | 昇 |
| 2番 | 大平 | 雅義 |
| 3番 | 中野 | 耕一 |
| 4番 | 金澤 | 敬治 |
| 5番 | 能田 | 義弘 |
| 6番 | 西 | 一 |
| 7番 | 山本 | 孝 |
| 8番 | 佐々木 | 永薫 |
| 9番 | 森 | 政雄 |
| 10番 | 品山 | 昌美 |
| 11番 | 藤本 | 裕造 |
| 12番 | 坂東 | 政義 |
| 13番 | 野口 | 芳久 |
| 14番 | 近藤 | 浩二 |
| 15番 | 竹内 | 敬二 |
| 16番 | 山本 | 喜代治 |
| 17番 | 欠員 | |
| 18番 | 黒田 | 達哉 |

平成28年10月31日 15時15分から
徳島市役所13階 大会議室にて開催

(開会 15時30分)

- 議長 　　ただ今から、平成28年10月徳島市農業委員会農地部会を開会いたします。
　　本日の部会は、部会所属委員17名のうち過半を超える17名全員が出席しており、
　　会議が成立しております。
　　はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異議
　　はございませんか。
- 全員 　　異議なし。
- 議長 　　異議がないということですので、本日の議事録署名者は、3番・中野耕一委員、10
　　番・品山昌美委員をお願いします。
　　それではこれより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろ
　　しくお願いいたします。
- 議長 　　では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。
　　それでは事務局より、議案の説明をお願いします。
- 事務局 　　それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議についてご
　　説明します。
　　議案書1ページをお開きください。
　　全ての申請について法定の添付書類は整っております。
　　農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思わ
　　れます。
　　耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響
　　を生ずる要因は特に見受けられません。
　　なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき
　　事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。
　　1番は、譲渡人と譲受人との間で、相手方の要望により売買で、農地1筆の所有権
　　が移転するものです。
　　譲受人の耕作面積は許可後、114aに至るもので、許可後は、水稻の栽培を行うと
　　のことです。
　　2番は、譲渡人と譲受人との間で、同一世帯内での部分贈与により、農地1筆の所
　　有権の持分1000分の223が移転するものです。
　　譲受人の耕作面積は許可後、112aに至るもので、許可後は、今まで通り水稻の栽

培を行うとのこととです。

3番と4番は譲受人が同一のため、併せて説明させていただきます。

3番は、譲渡人と譲受人との間で、相手方の要望により、農地1筆に使用貸借権を設定するものです。

4番は、譲渡人と譲受人との間で、相手方の要望により、農地2筆に使用貸借権を設定するものです。

譲受人の耕作面積は許可後55aに至り、許可後はホウレン草やレタス等の野菜の栽培を行うとのこととです。

第1号議案は以上4件で、対象地は、田のみの6, 364㎡となります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それではご発言が無いようですので、採決いたします。

第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。

なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。

農業委員会法第24条及び部会議事規則11条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、私、岸本が退席いたしますので、第2号議案については、森職務代理が進行いたします。

審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。

職務代理 それでは、事務局、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議についてご説明します。

議案書2ページをお開きください。

まず、全ての申請について法定の添付書類は整っております。

1番は、申請人が、堆肥加工施設に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。

一般基準について、申請人は、所有する農地でハイビスカスやポインセチアの鉢物栽培や露地栽培を行っておりますが、堆肥の原料となるパークの輸入量が減少し、入手しにくくなっているため、近隣に位置する申請地を使用して堆肥を生産し、鉢物栽培の安定化及び作業の効率化を図るものであり、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月17日に多家良地区の委員さん3名、事務局2名、転用者側1名の計6名により地区審査を実施しました。

2番は、申請人が、露天駐車場に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。
一般基準について、申請人は申請地の西側に居住しており、住宅前の道幅が狭小で車の出入りが不便であるため、県道に面した申請地に自家用車3台、来客用車1台の計4台分の駐車スペースを確保する計画で、転用の必要性・確実性は認められます。
また隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。
3番は、申請人が、露天貸駐車場に転用するものです。
立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。
一般基準について、申請人は、近隣住民や企業からの駐車場整備の需要が高まっていたことから申請地を活用しようと計画したもので、計画上の駐車スペース12台分に対して、現在9台分の申し込み予約がすでにあり、転用の必要性、確実性は認められます。
また隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。
4番は、申請人が、露天貸駐車場に転用するものです。
立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。
一般基準について、申請人は高齢のため、労働力不足により申請地は現在休耕田となっており、土地の有効利用を図ろうと考えていた最中に、近隣の駐車場が不足していることを知り申請地を活用しようと計画したもので、近隣住民及び企業が利用する計8台分の駐車スペースを設け、近隣の駐車場不足解消を図るものであり、転用の必要性・確実性は認められます。
また隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。
5番は、申請人が、露天貸資材置場に転用するものです。
立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。
一般基準について、申請人は以前から付き合いのあった建設会社から、近年増加する業務に対応するためこの度資材置場整備の申し出があったもので、申請地は建設会社の工事請負現場にも近く、また交通の利便性もあることから転用を計画したものであり、転用の必要性・確実性は認められます。
隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。
第2号議案は以上5件で、田が2,063㎡、畑が934㎡の計2,997㎡です。
転用目的の内訳は、その他施設用地が2,997㎡です。
ご審議をよろしくお願いします。

職務代理 事務局の説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思います。
それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の多田会長、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

会長 報告申し上げます。
今月17日の午前10時から地区審査を実施しましたので、報告します。
参加者は井川委員さん、福高委員さんと私の委員3名と、転用者側1名、事務局2名の計6名です。
場所は、多家良町北内で、丈六寺より南西に約1kmに位置する農地で、事務局によりますと、第2種農地に区分されるということです。
今回の申請は、土地の所有者が鉢物栽培の安定化と作業の効率化を図るために、堆肥加工施設へ転用しようとするものです。
また、農振法の除外については、昨年の6月に除外公告されているとのこと。
土地の造成については、南側の市道よりも元々50cmほど高く造成されているため、新たに造成・整地の必要はなく、現状のままで堆肥の生産や原料置き場として利用ができるということです。

また、申請地の北側は水路、東・南・北側は幅員約4mの市道で囲まれているため、付近の農地に被害を及ぼす影響はないとのこと。

排水については雨水のみで、申請地の南東隅から流し、土地改良区が管理する水路に流す計画とのこと、用水を管理する地元の水利組合の同意も得ております。

結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可となる条件を満たしているのであれば、多家良地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと考えております。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

- 職務代理 ありがとうございました。
地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。
- 職務代理 それではご発言が無いようですので、採決いたします。
第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。
- 全委員 異議無し。
- 職務代理 異議がないということですので、第2号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。
参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。
- 議長 続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。
それでは事務局、議案の説明をお願いします。
- 事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議についてご説明します。
議案書3ページをお開きください。
まず全ての申請について、法定の添付書類は整っております。
1番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、露天駐車場へ転用するものです。
立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。
一般基準については、譲受人は、自営業を営んでいますが、駐車場不足のため、適地を探していたところ話がまとまりこの地に計画し申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。
また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。
2番から8番は、譲受人、事業計画等が同じなため、あわせて説明させていただきます。これらの案件は、譲受人が、所有権の移転を受けて、露天駐車場へ転用するものです。
立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。
一般基準については、譲受人は、昭和町で、自動車運送業等を営んでいますが、騒音問題に苦慮しており、津波被害も想定されているため、適地を探していたところ話がまとまりこの地に計画し申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。
また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えて大規模であるため、今月の17日に多家良地区の委員さん4名、

事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

9番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、露天資材置場へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、不動産業等を営んでいますが、業者から資材置場を探している依頼があり、効率的に業務が行えることからこの地に計画し申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。転用面積が1,000㎡を越えておりますが、現地は南環状線で分断され、一体として使用できないため地区審査は実施していません。

10番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、露天駐車場へ転用するものです。

立地基準については、地域農業拠点整備事業が実施された第1種農地に区分されますが、集落接続の例外規定にあてはまりません。

一般基準については、譲受人は、不動産業等を営んでいますが、事業拡大に伴い現在の駐車場だけでは不足していることから、効率的に業務が行えることからこの地に計画し申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、農地区分が第一種農地に区分されるため、今月の20日に八万地区の委員さん2名、事務局1名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

11番は、譲受人が、賃貸借権の設定を受けて、露天資材置場へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、土木建築工事業等を営んでいますが、業務拡大とともに、現在使用している資材置場が満杯状態で、新しい場所を探していたところ、効率的に業務が行えることからこの地に計画し申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

12番と13番は、譲受人、事業計画等が同じなため、併せて説明させていただきます。これらの案件は、譲受人が、所有権の移転を受けて、太陽光発電施設へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物もなく、効率的に発電が可能なることからこの地に計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。12番は、ソーラーパネル160枚、出力49.60kW規模のものを、13番は、ソーラーパネル132枚、出力40.92kW規模のものです。

14番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、露天駐車場へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、駐車場不足に悩んでおり、このたび両者で話がまとまり、この地に計画し申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

15番は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、露天資材置場へ一時転用するものです。転用期間は、許可日から3年間の予定です。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、近くで解体作業の依頼があり、この地を利用できないか、依頼したところ両者で話がまとまり、申請に至ったもので、転用の必要性、確実

性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地はすでに、建設残土や資材が置かれており無断転用の状態で、このたびの状況を反省する旨の始末書の提出があります。

16番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、露天駐車場及び露天資材置場へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、不動産業等を営んでいますが、賃貸駐車場及び自社の資材置場として、効率的に業務が行えることからこの地に計画し申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

17番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、露天資材置場へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、建築工事業等を営んでいますが、自社の資材置場として、効率的に業務が行えることからこの地に計画し申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

18番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、露天資材置場へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、不動産業等を営んでいますが、業務拡大とともに現在の資材置場が満杯状態で、自社の資材置場として、効率的に業務が行えることからこの地に計画し申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、譲受人として申請があります会社の代表取締役は事件で逮捕、起訴されていますことを報告しておきます。

19番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、露天資材置場へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、不動産業等を営んでいますが、業務拡大とともに現在の資材置場が満杯状態で、自社の資材置場として、効率的に業務が行えることからこの地に計画し申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

20番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、太陽光発電施設へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物もなく、効率的に発電が可能なことからこの地に計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。概要は、ソーラーパネル192枚、出力58.56kW規模のものです。

21番は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、太陽光発電施設へ転用するものです。

立地基準については、JR府中駅から300m以内に位置する第3種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物もなく、効率的に発電が可能なことからこの地に計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。概要は、ソーラーパネル312枚、出力71.50kW規模のものです。

22番は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、太陽光発電施設へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物もなく、効率的に発電が可能なことからこの地に計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。概要は、ソーラーパネル700枚、出力171.50kW規模のものです。

23番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、太陽光発電施設へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物もなく、効率的に発電が可能なことからこの地に計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。概要は、ソーラーパネル216枚、出力58.32kW規模のものです。

24番は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅に転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

一般基準については、譲受人は、現在、賃貸住宅に居住していますが、今の住居は手狭なため、新しい居宅の建築を計画し、適地を探していたところ、交通アクセスの良いこの地に計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

議案書6ページの、25番から36番までの案件は、施設の概要等が同一のため、合わせて説明させていただきます。これらの案件については、すべて譲受人が使用貸借権の設定を受けて、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備」いわゆる「営農型太陽光発電設備」を設置するものとして、3年前に一時転用の許可を受けたところを更新する案件です。

一般基準について、譲渡人らは、将来の農地保全と農業経営の安定による地域発展への寄与を目的に新しい農産物生産を構想し、6次産業化までを考えた薬草栽培を計画しました。この計画の中、十分な作業空間を確保できる高さソーラーパネルを設置し、農業収入と合わせて売電収入を得ることで農業経営を安定化することを思い立ち申請に至りました。

転用部分についてはいずれもソーラーパネルの架台支柱部分及びキュービクル等の発電設備を設置する部分のみを一部転用しようとするものです。

また、いずれの申請も一時転用となっており、期間は許可日から3年間となっております。この一時転用については、期間満了時に再度一時転用の許可申請を行うことで継続してソーラーパネルを設置することが可能です。

営農型太陽光発電設備の設置にあたっては、ソーラーパネルの下部を農地として継続利用し、毎年農業委員会に報告を行う義務が下部農地の営農者に課せられております。今回の申請においては、譲渡人ら5人が共同してカリフラワー、ホースラディッシュ、レタス、エゴマを南井上農協農産物営農指導員の指導により、栽培するとの営農計画が提出されています。

営農計画の実現性については、専門家からの意見書が添付されており、また、エゴマについては、富山市が進めるエゴマの6次産業化のプロジェクトに加盟し、総会、研修会等に参加し、生産収穫した農産物の、流通、加工販売経路を確保しているとの内容です。

以上のことから、転用の必要性、確実性は認められます。
案件ごとに立地基準、太陽光発電施設の規模についてご説明いたします。
25番はすべて、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。
ソーラーパネル836枚、出力204.82kW規模のものです。
26番と27番は、おおむね10ha以上の一団の農地の区域内に位置する第1種農地に区分されますが、農林水産省令第10条第1項第2号柱書で引用する同条第1号イによる一時的な利用の不許可の例外規定に該当し、第1種農地を分断する恐れはありません。
26番は、ソーラーパネル312枚、出力76.44kW規模のものを、27番は、ソーラーパネル528枚、出力129.36kW規模のものです。
28番は国府町花園字蛭子ノ元及び字池添の3筆が集团的優良農地の要件を満たす甲種農地に区分されますが、一時的な利用の不許可の例外規定に該当し、甲種農地を分断する恐れはありません。国府町花園字松ノ内の1筆は他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。ソーラーパネル2,500枚、出力612.50kW規模のものです。
29番から36番は集团的優良農地の要件を満たす甲種農地に区分されますが、一時的な利用の不許可の例外規定に該当し、甲種農地を分断する恐れはありません。
29番は、ソーラーパネル648枚、出力158.76kW規模のものを、30番は、ソーラーパネル3,004枚、出力735.98kW規模のものです。
31番は、ソーラーパネル792枚、出力209.88kW規模のものを、32番は、ソーラーパネル624枚、出力152.88kW規模のものを、33番は、ソーラーパネル1,936枚、出力484.00kW規模のものを、34番は、ソーラーパネル1,100枚、出力275.00kW規模のものを、35番は、ソーラーパネル384枚、出力96.00kW規模のものを、36番は、ソーラーパネル396枚、出力99.00kW規模のものとなります。営農型太陽光発電施設の下部の耕作状況について、今月の26日に南井上地区の委員さん2名、事務局2名、営農者側1名により地区審査を実施しました。
第3号議案の合計は、田18,667.85㎡、畑2,380.10㎡で、計21,047.95㎡。
転用目的の内訳は、住宅用地447㎡、その他施設用地20,600.95㎡です。
以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いします。

議長

事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思えます。
それでは、2番から8番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区を代表して、私、岸本が転用計画の内容等について、心証などを述べたいと思えます。
今月17日の午前10時30分から地区審査を実施しましたので、報告します。
参加者は多田会長、井川委員さん、福高委員さんと私の委員4名と、転用者側2名、事務局2名の8名です。
場所は、丈六町八反田で、JR牟岐線と県道212号線とが交差する付近で、南部中学校の南約400m、に位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない、小規模の農地で、第2種農地に区分されるということです。
今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権の移転をし、譲受人が代表取締役となっている会社の建設作業車両等の大型車両駐車場及び従業員の通勤車両の駐車場へ転用しようとするもので、転用面積が5,133㎡になります。
また、農振法の除外については、今年の6月に除外公告されているとのこと。
土地の造成については、山土で西側市道の高さまで盛り土し、整地して、周囲の農地や水路、道路へ影響がないように、周囲に擁壁等を新設する計画とのことです。
排水についてですが、雨水のみで排水溝等を新設し、既存の用排水路へ排水する計画

とのことです。

用水を管理する地元の土地改良区との同意を得ております。

また、この場所は、南部中学校の通学路でもありますので、車両の出入りには、十分に注意するむねの上申書の提出もあります。

結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているのであれば、多家良地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 以上です。続きまして、10番案件の地区審査に参加していただいた、八万地区の中野委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

中野委員 今月20日の午後1時30分から、地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は大貝委員さんと、私、転用者側2名、事務局1名の5名です。

場所は、八万町大野の国道55線の交差点から南西へ約1kmに位置する農地で、このあたりは、地域農業拠点整備事業が実施された、第1種農地に区分されるということです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権の移転をして露天駐車場に転用しようとするものです。

また、農振法の除外については、平成28年の9月に除外になっているとのことです。

譲受人は現在、不動産業等を営んでいますが、事業拡大に伴い現在の駐車場だけでは手狭となり、隣地所有者と話がまとまったものです。事業計画には問題は見受けられませんでした。土地の造成については、良質な山土を利用して造成する計画とのことです。

排水については、雨水のみですが、このたびの転用で、隣接地に農地はなくなり、水路には影響がないように排水する計画であるとのことで、地元の水利組合と協議は整っております。市の耕地課と水路については、改修要望をしているとのことです。

結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているのであれば、八万地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上でございます。よろしく申し上げます

議長 ありがとうございます。続きまして、18番、19番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の藤本委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

藤本委員 18番と19番の案件を、今月14日の午前10時から地区審査を実施しましたので、報告します。

18番案件について、参加者は植田委員さん、清川委員さんと私の委員3名と、転用者側2名、事務局1名の6名です。

場所は、徳島自動車道・徳島インターチェンジから西へ約800mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない、小規模の農地で、第2種農地に区分されるということです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天資材置場へ転用しようとする計画です。

また、農振法の除外については、平成28年9月除外公告されているとのことです。

土地の造成については、道路高まで山土で盛土して、整地し、周辺の農地や水路、道路へ影響がないように配慮するとのことです。

排水についてですが、雨水のみで、従前どおり、地下浸透及び既存の水路に排水するとのことです。

用水を管理する地元の水利組合と協議は整っております。

19番案件について、参加者は植田委員さん、清川委員さん、坂東二三男委員さんと私の委員4名と、転用者側3名、事務局1名の8名です。

場所は、国道11号線と東環状線の交差点から南東へ約800mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない、小規模の農地で、第2種農地に区分されるといことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天資材置場へ転用しようとする計画です。

また、農振法の除外については、当初から区域外とのことです。

土地の造成については、道路高まで山土で盛土して、整地し、周辺の農地や水路、道路へ影響がないように配慮するとのことです。

排水についてですが、雨水のみで、従前どおり、地下浸透及び既存の水路に排水するとのことです。

用水を管理する地元の土地改良区とは、水路際の防草対策を行う条件で、協議は整っております。

結論といたしまして、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件も満たしているため、川内地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。続きまして、25番から36番案件の営農型太陽光発電施設の地区審査に参加していただいた、南井上地区の野口委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

野口委員 今月26日の午前10時から営農型太陽光発電施設の下部の農地の営農状況について、地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は鎌田委員さんと私の委員2名と、営農者側1名、事務局2名の5名で地区審査を実施しました。

今回の更新の農地の総面積は、35,632㎡となります。

事務局からの説明もありましたように、転用期間は3年間の一時転用となります。ソーラーパネルの下部での営農計画についてですが、国府花園薬草クラブの加入メンバー協同でカリフラワー、里芋、ホースラディッシュ、エゴマを栽培するとのことです。これらの作物は、南井上農協農産物営農指導員の指導のもと、生産、出荷し、エゴマについては、富山市エゴマ6次産業化推進グループと連携の上で、土作り、栽培指導ならびに販売等を行うとのことで、地域の平均的な収量の8割を上回る見込みとのことです。

これまでの作付け状況については、不安な部分もありましたが、今回、営農者の意欲のある意見をうかがい、南井上地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。
地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

会長 野口委員さんにお聞きしたいのですが、一時転用で3年間ということは、太陽光パネルを設置した後、3年間したら撤去するのでしょうか。
太陽光パネルを設置して3年間だけでわざわざ撤去するというは大変だと思うのですが。

野口委員 3年ごとに更新になります。

- 坂東(政)委員 営農ができなくなったら転用するのでは。
- 野口委員 甲種農地なので、太陽光発電施設に転用できないから3年ごとに一時転用の許可を受けて更新ということになっています。
- 会長 そういうわけで3年ですか。
- 野口委員 はい、3年です。
また3年経過したら、同じように一時転用の許可を取り直ししなければならないわけです。
- 中野委員 そうしないと元が取れないですね。
- 議長 今の話ですけど、営農型は農地の一時転用で3年ごとに更新していくとなっていると思います。
そして、太陽光パネルの下で作物を作っている場合には、これが収入の何割以上なければ許可の要件を満たさないということを聞いております。
ただ、この案件には、他に問題が出てきていると聞いておりますので、まず、3年ごとの進め方を事務局の方から説明をお願いします。
3年でやめるということは絶対にありえないですし、20年プラスマイナス数年になると聞いておりますので、この点をよろしくお願いします。
- 野口委員 今回の一時転用は支柱の部分とキュービクルを置いているところだけになります。田全体を転用しているのではないため、転用面積は微々たるものです。
- 議長 一時転用というものは、資材置場等の場合は、転用期間が終われば元の農地に戻すという意味だと思っております。
営農型太陽光発電施設の場合については、3年ごとに許可を受け一時転用の許可の更新をしていくことが可能です。
会長が今心配しているのは、後に転用するのではないかということだと思いますが、一時転用というのは、許可された期間が終わったり、不許可等になったりした場合には、また元に戻すという内容の許可になりますので、この点を間違わなければこの問題は解決できるのではないかと思うのですが。
- 野口委員 一般的な一時的な期間だけの転用とは意味合いが違います。支柱部分とキュービクルの部分だけの転用だから面積的には少ない。
法律的にそれを許可するに当たり、今までの8割の収益があがるということを前提にしている。詳しくは、事務局に説明していただこうと思っているんですけど。
営農型ということで、3年ごとのどういう収益があがってきているのかの報告が必要ということなので。
- 会長 それでは事務局、営農型太陽光発電施設に転用してから3年以上が経過している施設もあると思うのですが、8割以上の農産物の収益は上がっているのでしょうか。
- 事務局 まず、営農型太陽光発電施設の一時転用許可の前提となる条件を説明させていただきます。
2つ条件がありまして、1つ目の条件といたしまして、農地転用許可基準上、当該一時的な利用目的を達成できる最小限の期間としており、農用地区域農地にあたっては、市町村の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすことのないことを担保する観点から3年以内に限定し、その他の農地においても、農業上の利用の確保の観点から

同様の取り扱いをしているということですが。

2つ目としては、当該施設は営農型発電設備の下部の農地において生産された農産物に係る状況を毎年報告すること等も条件として許可をいただいております。

許可の条件にもなっている収益についての報告ですが、毎年生産者側から報告が上がってきておまして、1年目は、工事中ということで、県の方も大目に見ていただいております。2年目からは作付けを行いまして、3年目の今年の2月の報告では、8割がた収量が挙がってきております。

今回の営農計画、カリフラワー、里芋、ホースラディッシュ、エゴマはこれらについても南井上の農業委員さん2名と生産者側と話をして8割はとれるとの見方で農業委員、生産者ともに許可やむを得ないのではないかと考えております。以上です。

会長 いや、わかるのですが、便宜上、営農型の一時転用であるということであれば、甲種・一種農地であっても、こういうような施設に安易に転用できる、というような目的で施行者はやっているのではないかとこのことを我々は危惧しているのです。

その上に、もしその8割農産物が生産できなかった場合に、すぐに撤去しなければならないということになるのか、今年ではできなかったけれど来年まで待ってやれというようなことになるのでしょうか。

ここの曖昧なところが、ちょっと我々としては納得できないと思うのですが。この一時転用自体が、恒久転用であれば、一生懸命やると思うのですが、一時転用で今年目標を達成できなかったが、来年8割獲るといって続けていくか、そのような問題が出てくると思うのですが、その際に委員会としてどのような処置をとるのか、それをお聞きしたいと思うのですが。

事務局 質問にお答えします。

平成26年2月13日発行のQ&Aによると、一時転用を繰り返し、何度も何度も行って結局は永久転用に近いような状態になるということなのですが、こちらによりますと、再度の一時転用の許可に回数制限はありませんという答えです。転用面積としては、支柱の部分とキュービクルという部分で、下は農地としておいておくということです。

農業委員会は許可を受けたものに対しては、すぐ撤去となるわけではなく、まず適切な営農を行うよう指導するということです。それでもできないような場合には、次の一時転用申請で不許可になると思います。

野口委員 話を転用者に聞きましたところ、作業的には共同といったらおかしいのですが、人を雇ってするような、現在でも代表者の無い有限責任事業組合を作り、太陽光発電も農地の収入も含めて分配していくというような形態をとっているようです。作業などを共同であたっているようです。

それと話を聞いたら、エゴマがかなり確かな手ごたえがあるようです。富山県でエゴマの6次化産業で大々的に宣伝しているみたいで、この生産者の会員の中に入っているそうです。エゴマをこれから増やしていきたいというような感触でした。

私としてもはっきりしたことは言えないのですが。

会長 違う、私が質問しているのは、これはクエスチョンマークがつく案件ではないかということをお聞きしているだけで。

朝田委員 この件に対して私が思うのは、一時しのぎの許可をもらっているだけではないかということです。太陽光パネルの下で8割もやれるということは絶対にないと思います。

私の地域でも現にしていますが、いつ行っても草をはやして、品物は作れておりません。陰でなぜ作れますか。

この案件は、一時しのぎの許可をもらうために申請をしているのではないですか。

もう1か月、2か月保留して農業委員の方々が見学、現地視察をしたらいいのではな

いですか。

太陽光パネルの下で日照時間もなく、このように8割も獲れるということは絶対はないと思います。

現に北井上でもしているところはありますが、いい品物はぜんぜんできておりません。いつも草ばかりはえております。

近藤さんどうですか、そうでしょう。

近藤委員 そうですね。

朝田委員 我々農業者としてはできるはずがないと思います。
一時しのぎの許可をもらおうとしているのではないのですか。

野口委員 8割というのは何の8割かという話ですよ。

朝田委員 往々にして8割もなかなか獲れないのですよ。

野口委員 何の作物の8割かという規定がないということですよ。
米の8割だったら高が知れていますよね。
野菜とかそんな規定もないから、8割獲れたと言われても証拠がないからおかしいのですけどね。

朝田委員 それはちょっとおかしいのではないですか。今、会長が言ったみたいにクエスチョンマークがつくわけですよ。

野口委員 まともに耕作している人はしているのですよ。我々の地域でもきちんと作付けはしています。これは獲れるなというのもあります。

朝田委員 現地を定期的に見に行くということでしょうが、現実的ではありませんね。

議長 今まで薬草とかいろいろ作ってきたても8割というのは難しかったのでしょ。

朝田委員 まともに耕作しても8割もなかなか収穫するのは難しいですしね。

議長 今このエゴマというのは時代に合った栄養価の高いものでございます。それを加工するために8割獲れるのでしたら、一度みなさんが言うように見学に行ってもいいなと思います。

朝田委員 それは、帳面上はそうなるかもしれないですね。

議長 この問題もね、会長をはじめとして質問がありましたけど、まだはっきりした状況というものが事務局もつかめていないですしこれからも見守っていくことが一番大事だと思っておりますので、皆さんもご理解いただいて進めていきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 それではご発言が無いようですので、採決いたします。
第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1番案件と9番から24番案件を許可すること、2番から8番案件と、25番から36番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

- 全委員 異議無し。
- 議長 異議がないということですので、第3号議案については1番案件と9番から24番案件を議案書のとおり許可すること、2番から8番案件と、25番から36番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問することに本案件を許可することに決定いたしました。
- それでは、次の審議に移ります。
- 第4号議案 非農地証明願の審議について、を開始します。
- それでは事務局より、議案の説明をお願いします。
- 事務局 それでは第4号議案、非農地証明の審議についてご説明いたします。
- 議案書10ページをお開きください。
- まず、すべての申請について所定の添付書類は整っております。
- 1番の申請地は、もともと道路の道幅が大変狭く、大型車が往来するのは困難であったため、昭和49年頃に申請地を埋め立て、近隣の企業へ進入路として賃貸し、後にアスファルト舗装をして現在も進入路として利用されているものです。
- 非農地化の確認資料としましては、昭和51年10月21日撮影の航空写真があり、現地为非農地化していることを現地調査でも確認しております。
- 申請地は、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。
- 2番の申請地は、以前より商店の敷地として利用されており、昭和41年に隣接地とあわせて居宅及び倉庫が建築され、その後に居宅を取り壊したと思われませんが、現在も倉庫が1棟現存しており、倉庫敷地として利用され現在に至るものです。
- 非農地化の確認資料としては、平成4年3月8日撮影の航空写真があり、現地为非農地化していることを現地調査でも確認しております。
- 申請地は、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。
- 3番の申請地は、隣接する土地に居宅があり、昭和26年頃に申請地と隣接地にまたがり農業用倉庫及び物置を建て、以後も住宅敷地として利用され現在に至るものです。
- 非農地化の確認資料としては、平成8年4月13日撮影の航空写真があり、現地为非農地化していることを現地調査でも確認しております。
- 申請地は、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。
- 第4号議案は以上3件で、対象地は田237㎡、畑369㎡の合計606㎡です。
- ご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。
- 議長 それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。
- 第4号議案の非農地証明願の審議については、全案件を議案書のとおり非農地と証明することに異議はございませんか。
- 全委員 異議無し。
- 議長 異議がないということですので、第4号議案については、全案件を議案書のとおり非農地と証明することに決定いたしました。
- それでは、次の審議に移ります。

第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について、を開始します。
それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、相続税の納税猶予適格者証明願の審議について、説明させていただきます。

議案書11ページをお開きください。

今月の申請は5件でございます。

対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っております。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものございます。

対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。

2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものございます。

対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。

3番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものございます。

対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。

4番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものございます。

対象地は、継続して耕作状態にあります。

5番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものございます。

対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。

第5号議案は以上5件で、対象地は、田●●●㎡、畑●●●㎡、計●●●㎡となっております。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それでは、意見が無い場合はご発言が無いようですので 採決いたします。
第5号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、全案件を議案書のとおり証明することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第6号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、の審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局

それでは第6号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についてご説明いたします。

議案書13ページをお開きください。

1番は、平成●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は、申告時の5筆うち、2筆について、議案書利用状況欄に記載のとおり、登記上の異動が認められますが、納税猶予申告時と同じく、農地として利用されております。

2番は、平成●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は、全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

14ページをお開きください。

3番は、平成●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は、申告時の3筆全てに、議案書利用状況欄に記載のとおり、登記上の異動が認められますが、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

4番は、平成●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

5番は、平成●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は、納税猶予申告時と同じく、農地として利用されております。

15ページにお移りください。

6番は、平成●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は、申告時の11筆のうち、2筆について、議案書利用状況欄に記載のとおり、登記上の異動が認められますが、納税猶予申告時と同じく、農地として利用されております。

7番は、平成●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の猶予を受けていたものです。

対象地は、申告時の6筆のうち、3筆については、納税猶予申告時と同じく農地として利用されておりますが、3筆については、納税猶予申告当初は果樹畑であったが、現在眉山南面と一体となった状況で、農地として利用されておりました。

第6号議案は以上7件で、税務署あてに報告しようとするものです。

対象地は、田●●●㎡、畑●●●㎡の合計●●●㎡となります。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。
第6号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を議案書のとおり税務署に報告することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を議案書のとおり税務署に報告することに決定いたしました。
それでは、次の審議に移ります。
第7号議案 農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。
なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。
農業委員会法第24条及び部会議事規則11条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、大平雅義委員さん、野口芳久委員さん、朝田三郎委員さんに、ご退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をしていただきます。
それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、農用地利用集積計画の承認についてご説明します。
議案書16ページをお開きください。
全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われまます。
利用権設定の内、番号に下線付きのものが新規設定で、残りは従前からの再設定です。
今月は、新規設定が5件、再設定が61件の合計66件となっております。
そのうち、賃貸借権が46件、使用貸借権が18件、賃貸借権・使用貸借権の混在するものが2件となっております。
設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番～9番・多家良地区・13筆・9件、10番～12番・勝占地区・9筆・3件、13番・沖州地区・1筆・1件、14番・上八万地区・1筆・1件、15番～17番・入田地区・4筆・3件、18番・不動地区・4筆・1件、19番～24番・応神地区・10筆・6件、25番～41番・川内地区・27筆・17件、42番～46番・国府地区・10筆・5件、47番～53番・南井上地区・26筆・7件、54番～66番が北井上地区・25筆・13件、となっております。
利用権設定については以上で、田68筆83,683.56㎡、畑62筆72,799㎡の合計130筆156,482.56㎡となります。
続きまして、利用権移転の説明に移ります。27ページをお開きください。
本件は、平成27年3月から3年間の賃借権設定がされている貸借の残りの期間を移転するものです。

利用権移転については以上1件で、畑6筆11, 702㎡です。
第7号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。
ご審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

議長 それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。
第7号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。
参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。
以上で付議案件の審議を終了します。
続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項についてご報告いたします。
議案書28ページをお開きください。
1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について、でございます。
29ページにわたって、10件、受理いたしました。
30ページをお開きください。
2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について、でございます。
3件、受理いたしました。
31ページにお移りください。
3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について、でございます。
5件、受理いたしました。
32ページをお開きください。
4番は、農地法第18条第6項の処理について、でございます。
農地の賃貸借契約について合意による解約がなされた旨の通知を、3件、受理いたしました。
33ページにお移りください。
5番は、地目変更登記に係る照会に対する回答について、でございます。
2件、徳島地方法務局に回答いたしました。
34ページをお開きください。
6番は、農地改良届について、でございます。
3件受理いたしました。
35ページにお移りください。
7番は、農地の転用制限の例外に係る事業計画書の受理について、でございます。
1件、受理いたしました。

36ページをお開きください。

8番は、滞納処分による公売に係る照会に対する回答について、でございます。

1件、徳島税務署に回答いたしました。

37ページにお移りください。

9番は、転用届出の取消について、でございます。

1件、受理いたしました。

報告事項について、の報告は以上でございます。

議長

報告は以上ですが、何かご意見等はございませんか。

それでは、以上をもちまして、平成28年10月徳島市農業委員会農地部会を閉会いたします。

次回は11月29日（火）の開催予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

（閉会 17時10分）